

船舶事故等調査報告書

平成22年8月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010広第25号	
事故等種類	転覆	
発生日時	平成21年12月30日 14時59分ごろ	
発生場所	愛媛県今治市津島北西方沖 ^{いまばりしつしま} 吉海港津倉防波堤灯台から真方位276° 2.4海里付近 (概位 北緯34°09.6′ 東経132°59.2′)	
事故等調査の経過	平成22年3月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 漁船 ^{にしき} 錦丸、1.5トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 EH3-45586（漁船登録番号）、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	機関及び機器類が濡損	
事故等の経過	本船は、船長1人が乗り組み、津島北西岸沖で一本釣り中、天気の急変による強風及び大波を受けるようになり、平成21年12月30日14時59分ごろ左舷側に転覆した。	
気象・海象	気象：天候 雨、風向 西、風力 5以上 海象：潮汐 下げ潮の末期、波高 高い	
その他の事項	<p>船長は、出港後に天候が急に悪化したが、直ちに帰港しなかった。</p> <p>船長は、落水したが、自動膨張式救命胴衣を着用しており、携帯電話で家族に連絡し、さらに、家族からの連絡により海上保安部巡視艇が現場に急行し、転覆した本船にしがみついていた船長を救助した。</p> <p>当時、瀬戸内海に海上強風警報、愛媛県全域に強風波浪注意報が発表されていた。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、津島北西方沖で一本釣り中、突風を伴う強風及び大波を受け、左舷側に転覆した可能性があると考えられる。</p> <p>船長は、天候が急に悪化したが、直ちに帰港しなかった可能性があると考えられる。</p>
原因	本事故は、本船が、津島北西方沖で一本釣り中、突風を伴う強風及び大波を受けたため、転覆したことにより発生した可能性があると考えられる。	